

## 令和2年第7回羽幌町議会臨時会会議録

### ○議事日程（第1号）

令和2年8月3日（月曜日） 午後 2時00分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 報告第 3号 令和2年度随時監査報告について
- 第 5 議案第52号 豊水橋補修工事請負契約について
- 第 6 議案第53号 令和2年度羽幌町一般会計補正予算（第8号）

### ○出席議員（10名）

1番 金 木 直 文 君	3番 平 山 美知子 君
4番 阿 部 和 也 君	5番 工 藤 正 幸 君
6番 船 本 秀 雄 君	7番 小 寺 光 一 君
8番 逢 坂 照 雄 君	9番 舟 見 俊 明 君
10番 村 田 定 人 君	11番 森 淳 君

### ○欠席議員（1名）

2番 磯 野 直 君

### ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町 長	駒 井 久 晃 君
副 町 長	今 村 裕 之 君
教 育 長	山 口 芳 徳 君
監 査 委 員	鈴 木 典 生 君
会 計 管 理 者	渡 辺 博 樹 君
総 務 課 長 兼 電 算 共 同 化 推 進 室 長	敦 賀 哲 也 君
地 域 振 興 課 長	清 水 聡 志 君
財 務 課 長	大 平 良 治 君
財 務 課 主 幹	熊 谷 裕 治 君

福祉課長	木村和美君
健康支援課長	鈴木繁君
建設課長	金子伸二君
建設課主任技師	笹浪満君
商工観光課長	高橋伸君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	豊島明彦君
総務係長	嶋元貴史君
書記	山田太志君
書記	菅豪志君

◎開会の宣告

○議長（森 淳君） ただいまから、令和2年第7回羽幌町議会臨時会を開会します。

(午後2時00分)

◎町長挨拶

○議長（森 淳君） 町長から議会招集挨拶の申出がありますので、これを許します。  
町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 令和2年第7回羽幌町議会臨時会の招集に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆様におかれましては何かとご多忙のところご出席を賜りましたことに厚くお礼申し上げます。

さて、本臨時会に提案いたしております審議案件は、監査報告1件、議案として工事請負契約1件、令和2年度補正予算案1件の合わせて3件であります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます、招集の挨拶とさせていただきます。

◎開議の宣告

○議長（森 淳君） これから本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（森 淳君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、

9番 舟見俊明君 10番 村田定人君  
を指名します。

◎会期の決定

○議長（森 淳君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日間と決定しました。

◎諸般の報告

○議長（森 淳君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本日の欠席届出は2番、磯野 直君であります。

会議規則第21条の規定により、本日の議事日程表は配付いたしましたので、ご了承願います。

次に、地方自治法第121条の規定により、本臨時会に説明員として出席通知のありました者の職、氏名を一覧表として配付してありますので、ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎報告第3号

○議長（森 淳君） 日程第4、報告第3号 令和2年度随時監査報告について を議題とします。

本案について代表監査委員の報告を求めます。

代表監査委員、鈴木典生君。

○代表監査委員（鈴木典生君） ただいま議題となりました令和2年度随時監査報告について内容のご説明を申し上げます。

地方自治法第199条第5項の規定に基づき、随時監査を実施したので同条第9項及び羽幌町監査基準第14条の規定により、その結果を別紙のとおり報告いたします。

なお、本監査の報告につきましては平山監査委員との合議によるものであります。

1ページをお開き願います。随時監査報告書第1、監査の種類であります。地方自治法第199条第5項の規定に基づく随時監査であります。

第2、対象機関は羽幌町農林水産課で、第3、対象事業につきましては、焼尻めん羊育成管理状況であります。第4、監査の期間につきましては、令和2年5月25日から令和2年6月30日までであります。

第5、監査の目的は、令和元年度第3次定期監査実施後に「焼尻めん羊育成管理状況（令和元年12月末現在）」におきまして、飼養頭数が実態と著しく乖離していることが判明しましたので、このことにより精査するものであります。

第6、監査の着眼点（対象とした事項）につきましては、1、「焼尻めん羊頭数」乖離の要因について（1）として管理体制、（2）、指定管理期間の状況、（3）、事務事業の執行であります。

第7、監査の方法であります。監査に必要な資料の提出を求め、当該事務事業がどのように執行されていたのかを主眼に、各種関係書類の監査を実施するとともに、確認を要する事項につきましては、関係職員から内容の聴取を行いました。

次のページ、第8の監査の結果を報告する前に、5ページをお開き願います。

第9、報告書類の精査であります。1、担当課からの提出書類は（1）の羽幌町営焼尻めん羊牧場めん羊飼養頭数移動状況一覧表、8ページに記載してございます。

(2)、飼養移動報告(3)、死亡獣畜取扱場(貯蔵施設)報告書です。

(4)、焼尻めん羊関係文書、これは9ページを御覧いただきたいと思います。

9ページに提出された簿冊15冊を一覧にしております。

御覧いただき、説明は省略いたします。

5ページにお戻りください。

2、監査実施の内容であります。

羽幌町文書整理保存規程により存在する書類、先ほど9ページで御覧いただきました書類により確認及び精査を実施いたしました。

実施の内容は平成20年度から平成31年度までは指定管理により業務が行われておりますので、協定書等の確認を行っております。

(1)、羽幌町営焼尻めん羊牧場の管理に関する協定書等の確認であります。

協定書の主立った条文を抜粋しておりますので、御覧願います。

協定書の表題ごとに下線を引いております。

下線が引いてあります2つ目の協定書には「羽幌町営焼尻めん羊牧場町有めん羊の管理に関する協定書」。

(めん羊の使用)ですが、第2条、乙は、羽幌町営焼尻めん羊牧場の設置及び管理に関する条例第11条に掲げる業務の執行にあたり、甲所有の羽幌町営焼尻めん羊牧場のめん羊を使用することができる。

次の6ページを御覧願います。

(果実の帰属)ですが、第4条、羽幌町営焼尻めん羊牧場町有めん羊の管理に関する協定書第2条第2項の規定で定める期間内に乙が使用するめん羊から生産された仔羊は、乙に帰属するものとする。

第6条、次の平成25年度の協定書2件目、第6条は後で説明させていただきます。平成25年度の協定書2件目につきましては、関係条文は平成20年4月1日協定書に準じており、最後の協定書ですが、平成26年度から平成30年度までの指定管理におきましても「羽幌町営焼尻めん羊牧場の管理に関する基本協定書」により、7ページを御覧願います。

(めん羊の使用)第17条、乙は、本協定第7条に規定する本業務の執行にあたり、甲が所有する牧場のめん羊を使用することができる。

(果実の帰属)第19条、本協定第17条第2項の規定の定める期間内に、乙が使用するめん羊から生産された仔羊は、乙に帰属するものとする。

(めん羊の保全)第21条第2項前項により、乙が甲に返還するめん羊は、平成20年4月1日付協定書「羽幌町営焼尻めん羊牧場町有めん羊の管理に関する協定書」により甲から使用の認められた頭数及び同品種とし、類似資質のものとする。

との協定がなされております。

先ほど第6条とお話したのも、ここの関係があるものでございます。

次に（２）、指定管理者事業報告書を精査し、（３）、飼養移動報告集計結果として 10 ページに記載してございます。

（４）、めん羊出生確認申込書は 11 ページに、（５）、めん羊所有権移転報告は 12 ページに、（６）、死亡獣畜取扱所（貯蔵施設）報告書は 13 ページにそれぞれ精査の結果を記載しております。

御覧をいただくことで説明は省略させていただきます。

これらの監査を実施した結果、2 ページにお戻り願います。

次のとおり報告させていただきます。

第 8、監査の結果。

今回の監査にあたっては、焼尻めん羊の育成及び管理体制において、何が原因で飼養頭数に乖離が生じたのか、事務事業の執行状況について、提出された関係書類を基に、監査を実施した。

管理の体制は、焼尻めん羊牧場の管理に関する協定書等の確認により、平成 20 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間、指定管理者により管理されている。

羽幌町の所有する焼尻めん羊については、「羽幌町営焼尻めん羊牧場町有めん羊の管理に関する協定書」により、指定管理者に使用を許可し、その使用する羊から生産された仔羊は指定管理者に帰属する。

また、生産された羊の処分についても、指定管理者の権限であることを踏まえ、指定管理者が焼尻めん羊の頭数を故意に操作する必要性は認められない。

指定管理者から提出された飼養移動報告を年度ごとに集計すると集計結果（別紙 2）のとおりであり、指定管理者事業報告書と一致している。

また、平成 25 年度から存在する「めん羊出生確認申込書（別紙 3）」、「めん羊所有権移転報告（別紙 4）」は、「死亡獣畜取扱所（貯蔵施設）報告書（別紙 5）」においても精査の結果、報告書と一致することを確認した。ただし、へい死等においては、平成 26 年度以前の数が少ない状況にある。

平成 26 年 10 月 24 日に焼尻めん羊牧場の堆肥場で火災が発生。

その後、北海道留萌振興局保健環境部環境生活課の現地調査において、野積みしている未熟堆肥の複数の箇所羊の骨の露出が確認された。

このことから、同課によるこれまでの羊の死体処理の対応について、牧場担当者への聴取が行われている。その聴取について「飼育している羊約 600 頭のうち、毎年、1 割程度（60 頭前後）が死亡する」、「焼尻めん羊牧場で死んだ羊は、長年牧場敷地内に埋めたり、堆肥に混ぜたりしている」との証言があった。

この行為は、関係法令に抵触することから、同課の改善指導により、死亡獣畜の処理にあたっては、適正な方法により行うこと。また、死亡獣畜（貯蔵施設）報告の提出が求められ、平成 27 年 6 月から報告が行われている。ただし、その時点で過去に死亡した羊の頭数の確認はされていない。

へい死等の数は、死亡獣畜取扱所（貯蔵施設）報告書を基に、前月の「めん羊飼養状況」に加算し報告がなされており、平成27年度の報告書の提出数値と監査結果の数値は一致しているが、平成27年5月までの死亡数の確認はできなかった。

これらの状況を鑑み、過去にへい死した羊について書類上の移動手続きがなされていない事実があったと考えられる。また、羊の平均寿命について「一般社団法人北海道酪農畜産協会」、「北海道留萌家畜保健衛生所」及び「地方独立行政法人北海道立総合研究機構畜産試験場」に問い合わせたが、明確な基準は示されなかった。ただし、畜産試験場によると「通常、経済動物として生産できるのは9歳頃までが限界で、十数歳まで飼うことは可能と考える。」との見解もある。

今回の「焼尻めん羊育成管理状況」では10歳以上の羊の頭数が275頭となっており、現実的な数値ではないと考える。

焼尻めん羊育成管理状況と令和元年11月実施の駆虫処理頭数とに318頭の差異があることは、現状、存在しない羊が含まれて報告されている状況にある。

乖離の要因を確定することはできないが、監査の結果、次の点に問題があったと考察する。

1. 指定管理者と町との連携が不足しており、事務事業において綿密な確認行為が行われていない。
2. 実頭数の確認を行うことなく、移動報告により管理をしていた。
3. へい死等については安易な処理がなされており、過去において、処理件数の全てを報告していない。
4. 焼尻めん羊牧場の管理を指定管理者に委ねるにあたって、書面での引継ぎは確認できるが、羊について、実頭数の確認がされているか不明。
5. 指定管理期間満了時の引継ぎにおいても、機械器具及び備品については、書面による引継ぎの確認はできたが、羊の実頭数の確認は不明。

これらのことから、担当職員及び指定管理者の行為による、町への損失は認められなかったが、事業の実施にあたって、指定管理者への指導管理、確認行為の形骸化から、このような事案が発生した。また、直営で実施していた時点においても、へい死等の処理に同様な事案があり、過去からの積み重ねにより、羊の実数に乖離が生じたと考える。

羽幌町営焼尻めん羊牧場の管理は、平成31年度(令和元年度)より直営に戻っているが、早い段階で正確な羊の飼養頭数の確認を行い、今後、同じ事例を再び繰り返さぬよう現地牧場との連絡、確認行為の徹底など、必要な措置を講じ、事業を実施することを強く求める。

なお、焼尻めん羊の実数の把握にあたっては、担当課に11月実施予定の駆虫処理時に耳標での個体確認を求め、その証拠書類等により、定期監査時に再度精査する。

以上で令和2年度随時監査報告といたします。よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから随時監査報告の内容について、監査委員に対し質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準により省略します。

これから報告第3号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第3号 令和2年度随時監査報告については原案のとおり承認することに決定しました。

#### ◎議案第52号

○議長（森 淳君） 日程第5、議案第52号 豊水橋補修工事請負契約について を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

建設課長、金子伸二君。

○建設課長（金子伸二君） ただいま上程されました、議案第52号 豊水橋補修工事請負契約の締結につきまして、提案理由とその内容についてご説明申し上げます。

令和2年8月3日提出、羽幌町長。

契約の内容でございますが、

- 1、契約の目的は豊水橋補修工事でございます。
- 2、契約の方法は指名競争入札でございます。
- 3、契約金額は7,711万円、うち消費税額701万円を含むものでございます。
- 4、契約の相手方は、苫前郡羽幌町南大通5丁目3番地 株式会社 北一組 代表取締役、忠津章であります。

提案の理由でございますが、契約の予定価格が5,000万円を超えるため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づきまして、議会の議決を求めるものでございます。

以上よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから議案第52号について質疑を行います。

○議長（森 淳君） 1番、金木直文君。

○1番（金木直文君） 質問をいたします。橋の補修といたしますと、やはりそれなりの金額がかかるものだという事は十分理解はしておりますが、初歩的な質問ですが、この豊水橋、町内のどこにある橋なのかということと、橋の規模ですね。延長何メートルくらいの橋なのかということをお聞きしたいと。併せてですが、財源について7,700万円

ほどの契約金額。消費税を抜けば7,000万円ほどの工事になるのかと思いますが、財源内訳ですね、交付金ですとか、過疎債等も使うのかどうか。その辺の大まかな何千、何百万という程度のおおざっぱな数字でよいので、財源内訳もお聞きしたいと思います。

○議長（森 淳君） 建設課長、金子伸二君。

○建設課長（金子伸二君） お答えします。

場所につきましては、上羽幌二股ダム連絡線というところになります。規模におきましては、橋の長さが59.3メートル、幅員が4メートルとなっております。財源内訳ですが、交付金該当となっております、金額の64%が交付金措置となっているということです。以上です。

○議長（森 淳君） ほかに、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから、議案第52号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号 豊水橋補修工事請負契約については、原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第53号

○議長（森 淳君） 日程第6、議案第53号 令和2年度羽幌町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） ただいま提案となりました一般会計の補正予算につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ3,050万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ84億880万1,000円とするものであります。

補正をいたします内容を申し上げます。3款民生費、児童福祉費において、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金50万円の補正は、児童福祉施設における新型コロナウイルス感染症対策に係る衛生用品や備品の購入費用に対し、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を活用し、間接補助するものであります。

次に、7款商工費、商工振興費において、事業継続支援金3,000万円の補正は新

型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る移動制限等により、運営に甚大な影響を受けているいきいき交流センターの指定管理者に対し、地方創生臨時交付金を活用し、支援するものであります。

以上が補正をいたします予算の内容であります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます、提案の理由とさせていただきます。

○議長（森 淳君） お諮りします。

審議の方法については、歳入歳出予算一括して質疑を行い、それぞれ討論、採決の順に従い審議を進めることにしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、そのように進めることに決定しました。

○議長（森 淳君） これから、議案第53号について、歳入歳出予算一括して質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから、議案第53号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第53号 令和2年度羽幌町一般会計補正予算(第8号) は、原案のとおり可決されました。

#### ◎閉会の宣告

○議長（森 淳君） 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

したがって、令和2年第7回羽幌町議会臨時会を閉会します。

（午後 2時30分）